

令和7年1月19日

米沢地域農業再生協議会事務局(米沢市産業部農政課)

「水田活用の直接支払交付金の交付対象

水田の見直し」及び

「畑地化促進事業」に関する説明会

米沢地域農業再生協議会

目次

① 5年水張りルール

② 畑地化促進事業

①5年水張りルール

① 5年水張りルール

①5年水張りルール

水田活用の直接支払交付金とは

- 水田で大豆、飼料作物、野菜、そばなどを作付した際に
転作作物に対する支援
- 例えば、大豆は10aあたり35,000円交付される
- 交付対象水田が見直しされる

①5年水張りルール

5年水張りルール

- 5年間に一度も水張りが行われない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外になる
- 令和4年からカウントされ、令和9年に交付対象外になる農地の発生が見込まれる
- 令和4年から令和8年までの間に1度は水張りしないと令和9年に交付対象外になる
- 令和9年以降も同様

①5年水張りルール

経過
国資料
(参考)

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

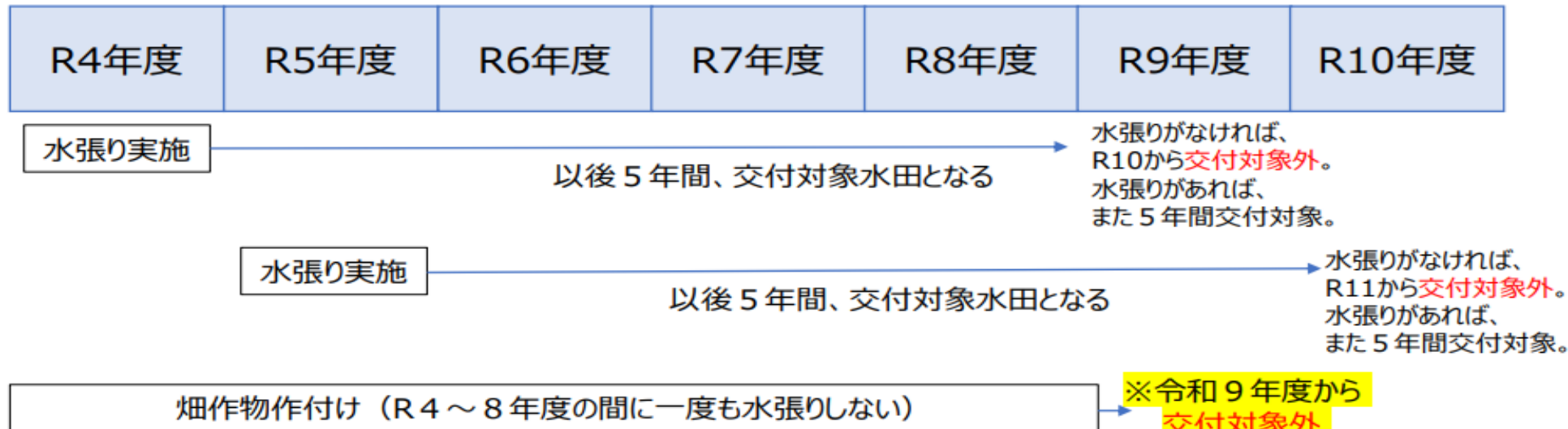
- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

① 5年水張りルール

国説明 資料 (参考)

- ・① 「水田」を有効活用するという制度の主旨を徹底することと、
② 水田における麦・大豆、野菜等の畑作物の生産においては、連作障害の発生防止が重要であることから、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地は、令和4年度以降、5年間のうち少なくとも一度、「水張り」がされているものに限ります。
- ・「水張り」は、以下のいずれかにより確認を行います。
 - ① 水稻の作付け
 - ② 1か月以上の湛水管理の実施 及び 連作障害による収量低下が発生していないこと
(連作障害の発生防止という観点では、ブロックローテーションを行い、水稻作付けにより1作、水を張ることが望ましいですが、地域の営農体系や作業機械の所有状況など事情があって水稻作付けが困難である場合、1か月以上の湛水管理による連作障害の発生防止に取り組んでください。また、畑作物を固定的に作付けする場合は畑地化することをご検討ください。)

(例)



①5年水張りルール

5年水張りルール

- 耕作者だけではなく、耕作者に土地を貸し出している地権者においても、交付金を元に賃借料(小作料)を支払っている場合に影響が出る場合がある
- 地権者が知らない間に交付対象外水田となってしまうようにこのルールの周知が必要

①5年水張りルール

水張りとは

- 原則として「水稻作付」
- 例外として「1か月以上の湛水管理」と「連作障害が発生していないこと」で確認

※このほかに災害復旧や基盤整備に関連する事業が行われている場合も例外

①5年水張りルール

1か月以上の湛水管理の留意事項

- 水稻作付・調整水田と同等の水深
- 一筆単位(部分的な湛水は認められない)
- 雪解け水による湛水は認められない
- 連作障害による収量低下が発生していない

①5年水張りルール

1か月以上の湛水管理の確認方法

- 湛水管理をしたことが分かる写真・作業日誌にて確認

- 連作障害による収量低下の確認方法について現在
次のとおり示されている

①5年水張りルール

○ 「連作障害による収量低下」の確認について

国資料 令和6年12月現在

- ・ 「1か月以上の湛水管理」により「水張りを行った」とする場合は、連作障害が発生していないかの確認が必要です。
- ・ 具体的には、
 - ① 令和9年度以降、
 - ② 毎年度の水田台帳の整理時に、
 - ③ 「1か月以上の湛水管理」をいつ行ったかに関係なく（※湛水管理を行った以降だけの確認ではありません）、過去5年間（作付けがない年や災害年を除く）において、
 - ④ 収量の推移や病害虫の発生状況、近傍のほ場における収量との比較等により、
連作障害が発生していないか、地域農業再生協議会における確認が必要です。

※ なお、確認にあたり、農家がほ場一筆ごとの収量を把握していない場合は、当該農家の作付品目ごとに、ほ場全体の収量を合計面積を用いて按分し、一筆ごとの収量を推計することでも構いません。

※ 「近傍のほ場における収量」のデータが存在しない場合は、産地や市町村の統計データと比較しても構いません。

①5年水張りルール

令和6年産 水田活用関連予算に係るQ & A【令和6年1月6日時点】

- | | |
|--|---|
| <p>4－4 連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方可ん。</p> | <p>1 毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に当該ほ場において、</p> <ul style="list-style-type: none">① 過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等② 過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較 <p>により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認いただきたいと考えています。</p> <p>（収量は、客観的に確認できる書類により確認してください。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認してください。）</p> <p>2 なお、同一の作物を連続して5年間作付けした際に、5年目の収量の確認時に、近傍のほ場と比較して半分以下の収量となっている場合は、原則として※連作障害が発生しているものとします。</p> <p>3 また、近傍のほ場と比較して半分以下の収量となっていない場合でも、3割以上の収量低下がみられる場合は、適切な輪作品目の設定や水田の湛水期間の延長なども含めて、普及組織等からの助言を受けてください。</p> |
|--|---|

※「原則として」とは局地的な災害等により不作となる場合を除くという意味です。

①5年水張りルール

- ・作業日誌のひな型を事務局で準備していますのでぜひご利用ください。
- ・右は実際に作成いただいたものです。
- ・米沢市ホームページでいただくか事務局までご連絡ください。



5年水張りルールに関する情報／米沢市ホームページ
https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto_sangyo/7/1/4078.html

②1か月以上の湛水管理 記録写真

一覧No. 5 農家番号 [REDACTED] 農業者氏名 [REDACTED]

※「①1か月以上の湛水管理 水田一覧」における「No.」の番号を記入してください。

サンプル

2024.05.15

□湛水開始日と最終日の写真を撮影してください。
□写真はほ場全体と水口(水の取り入れ口)を撮影してください。
□写真に撮影日を印字してください。
□写真に撮影日が印字されない場合は、撮影日が写った状態の写真を撮影してください。
□写真のサイズが大きくて貼れない場合は、A3サイズの用紙で作成するかExcelデータで作成し提出する等してください。

[1]湛水開始日のほ場全体の写真



[2]湛水開始日の水口(水の取り入れ口)の写真



14

①5年水張りルール

・作業日誌の写真拡大(参考)



①5年水張りルール

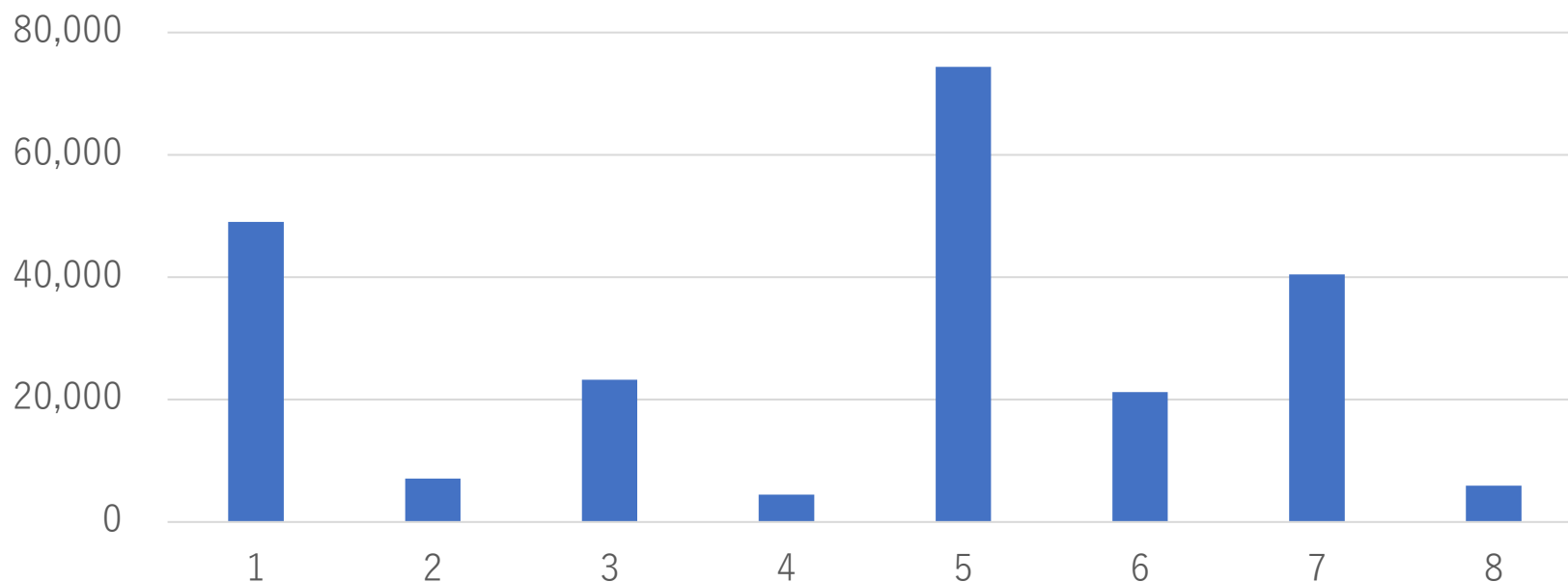
令和6年度の状況(令和6年12月末現在)

- R5まで転作⇒R6水稻作付
人数 21人
面積 115,950m²
- R6年度 1か月以上の湛水管理
人数 34人
面積 225,940m²

①5年水張りルール

令和6年度の1か月以上の湛水管理の状況 (令和6年12月末現在)

集落ごとの面積(m²)



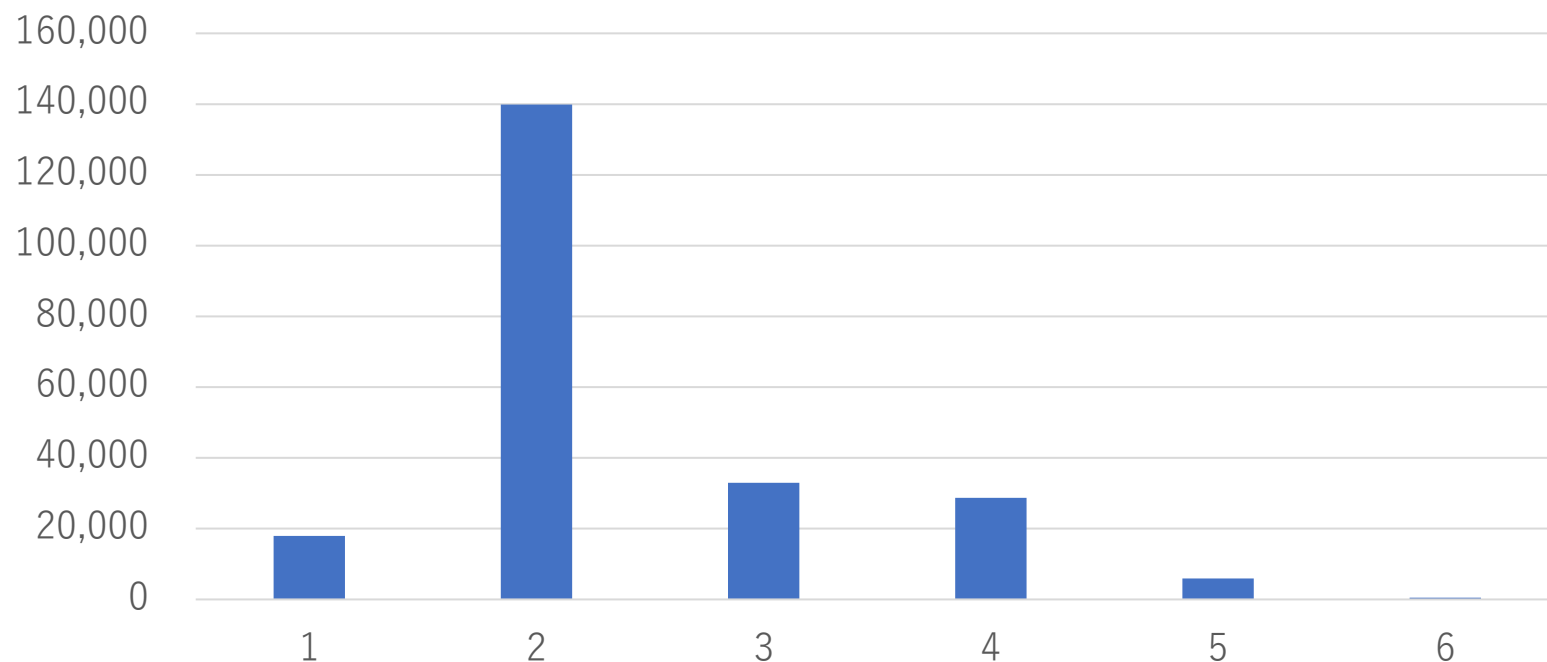
集落名	面積 (m ²)	筆数 (筆)	人数 (人)
旧市	49,050	39	4
山上	7,100	7	2
南原	23,270	18	3
三沢	4,490	4	3
広幡	74,390	48	8
塩井	21,210	19	5
窪田	40,480	20	8
上郷	5,950	3	1
総計	225,940	158	34

※耕作者の集落を集計

①5年水張りルール

令和6年度の1か月以上の湛水管理の状況 (令和6年12月末現在)

開始月ごとの面積(m²)

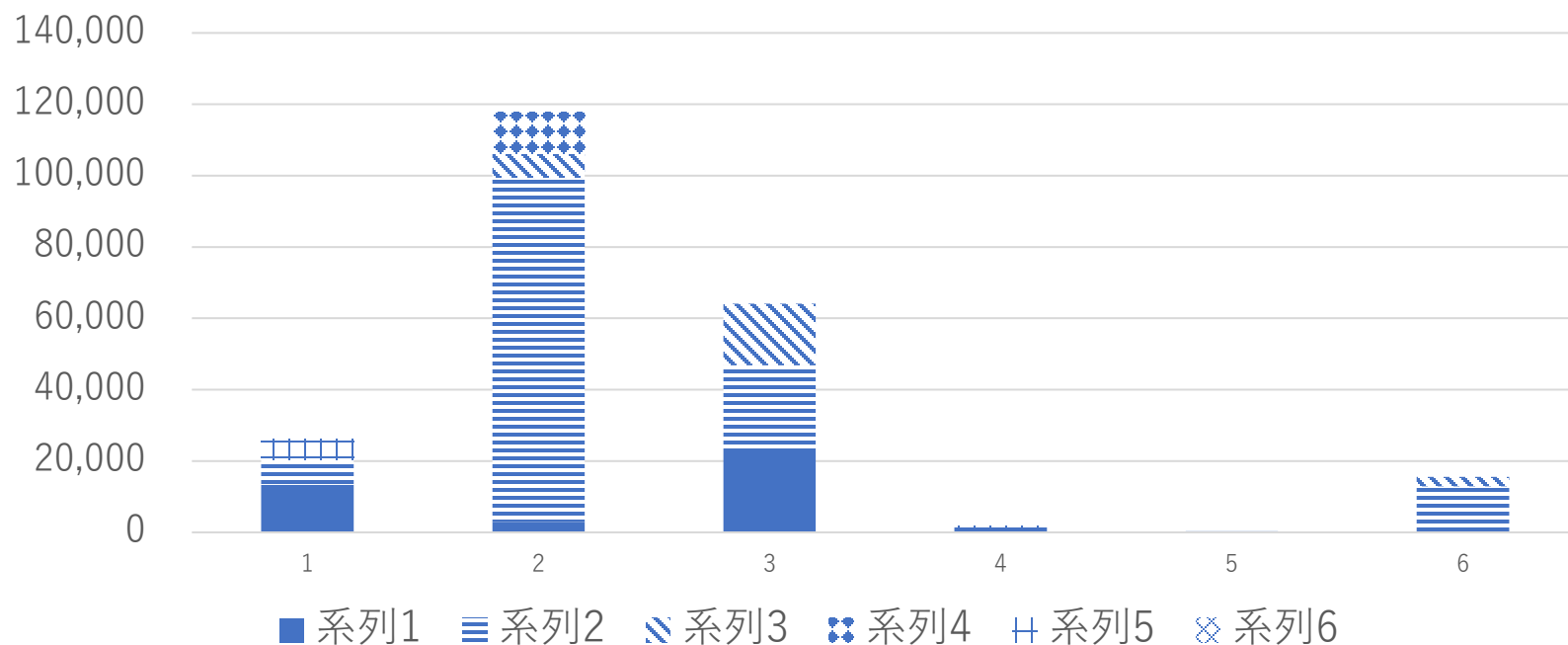


開始月	面積(m ²)	筆数
4月	17,920	20
5月	139,860	101
6月	32,930	21
7月	28,750	12
10月	5,950	3
11月	530	1
総計	225,940	158

①5年水張りルール

令和6年度の1か月以上の湛水管理の状況 (令和6年12月末現在)

作物・開始月ごとの面積(m²)



作物名	面積(m ²)	筆数(筆)
大豆	26,270	19
4月	13,360	12
5月	6,960	4
10月	5,950	3
そば	117,780	89
4月	2,900	3
5月	96,460	73
6月	6,960	7
7月	11,460	6
牧草	64,110	34
5月	23,500	17
6月	23,320	11
7月	17,290	6
野菜	1,890	4
4月	1,360	3
11月	530	1
花き	300	2
4月	300	2
水張りのみ	15,590	10
5月	12,940	7
6月	2,650	3
総計	225,940	158

①5年水張りルール

Q & A

Q 耕作者が変われば交付対象水田から除外された農地は交付対象水田へ戻りますか？

A 原則、一度交付対象水田から外れた農地は戻りません。耕作者や所有者に関わらず、交付対象水田か否かは、農地ごとの判断となります。

Q 交付対象から除外された水田は、転作面積のカウントからも除外されますか？

A 転作面積からは除外されず、転作面積としてカウントされます。

Q 交付対象から除外された水田は、登記上の地目が変わりますか？

A この度の見直しは、水田活用の直接支払い交付金の制度上の取り扱いのみを変更するものであり、登記上の変更を伴うものではありません。

①5年水張りルール

【参考】水田活用産地づくり推進プロジェクト(山形県)作成のフローチャート



②畑地化促進事業

② 畑地化促進事業

②畑地化促進事

事業内容



②畑地化促進事業

●畑地化支援

水田を畑地化※して高収益作物・畑作物の本作化に取り組む農業者を支援

●定着促進支援

水田を畑地化※して高収益作物・畑作物の定着等に取り組む農業者を継続的に支援

※畑地化した水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外になり、原則再び交付対象には戻せない

②畑地化促進事業

令和7年産の支援の内容

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物	10.5万円/10a	2.0(3.0※1)万円/10a×5年間 または 10.0(15.0※1)万円/10a(一括※2)
	5年間高収益作物の作付・出荷が必要	
畑作物	10.5万円/10a	2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括※2)
	5年間高収益作物または畑作物の作付・出荷が必要	

※1 加工・業務用野菜等の場合

※2分割交付を基本としつつ、予算に残余がある場合に一括交付が可能

②畑地化促進事業

高収益作物・畑作物

高
収
益
作
物

野菜・花き・
花木・果樹等

主食用米と比べて
面積当たりの収益性が高い作物

畑
作
物

麦・大豆・
飼料作物・
子実用とうもろこし・
そば等

高収益作物以外

②畑地化促進事業

その他要件

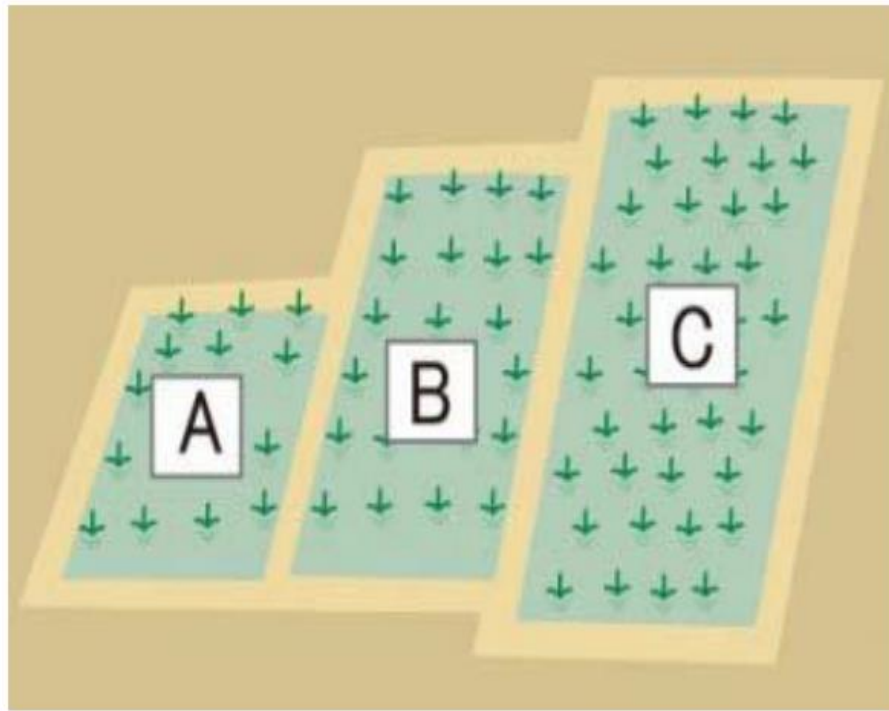
- 申請の前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられていることが要件
- おおむね団地化**されていることが要件
- 「水田農業高収益化推進計画」を策定した場合、産地交付金(高収益作物関係に限る)を支援開始から5年間受けられる

※都道府県又は地域が作成した水田収益力強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物

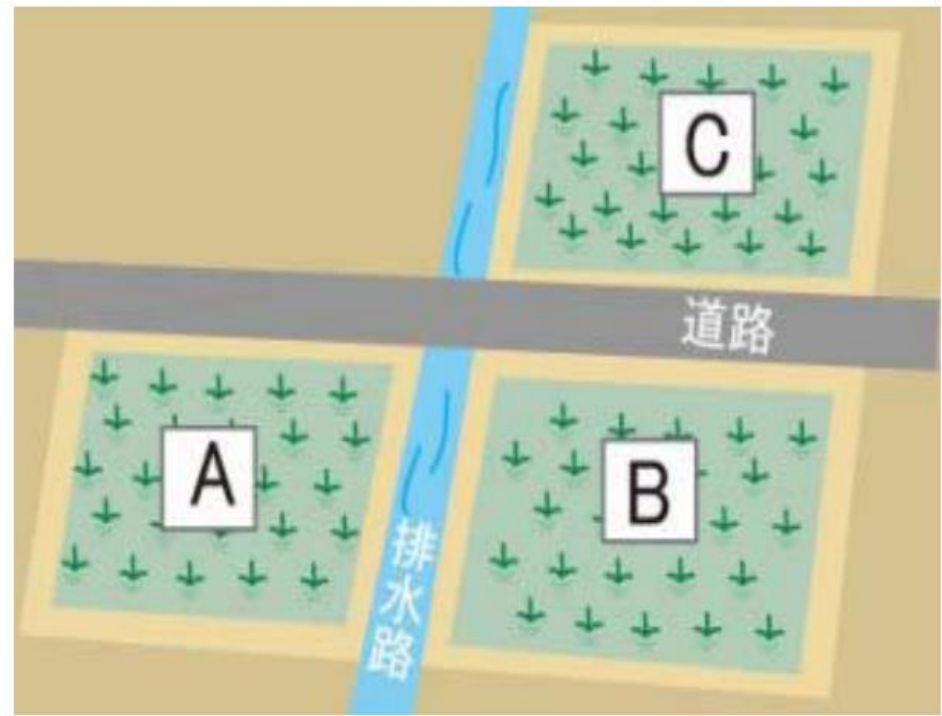
②畑地化促進事業

団地化の例 1・2

① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



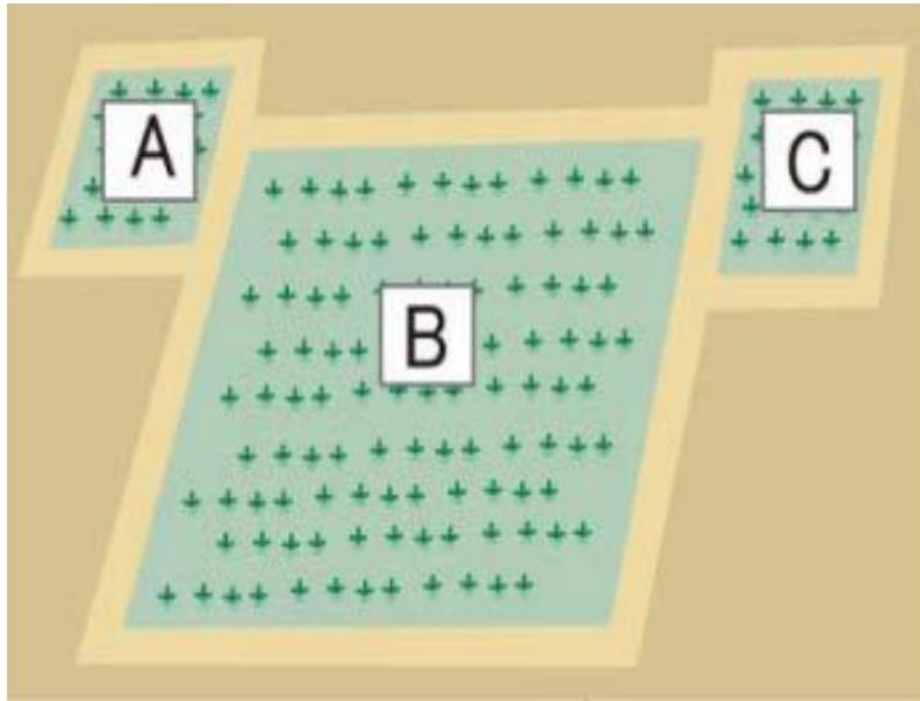
② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの



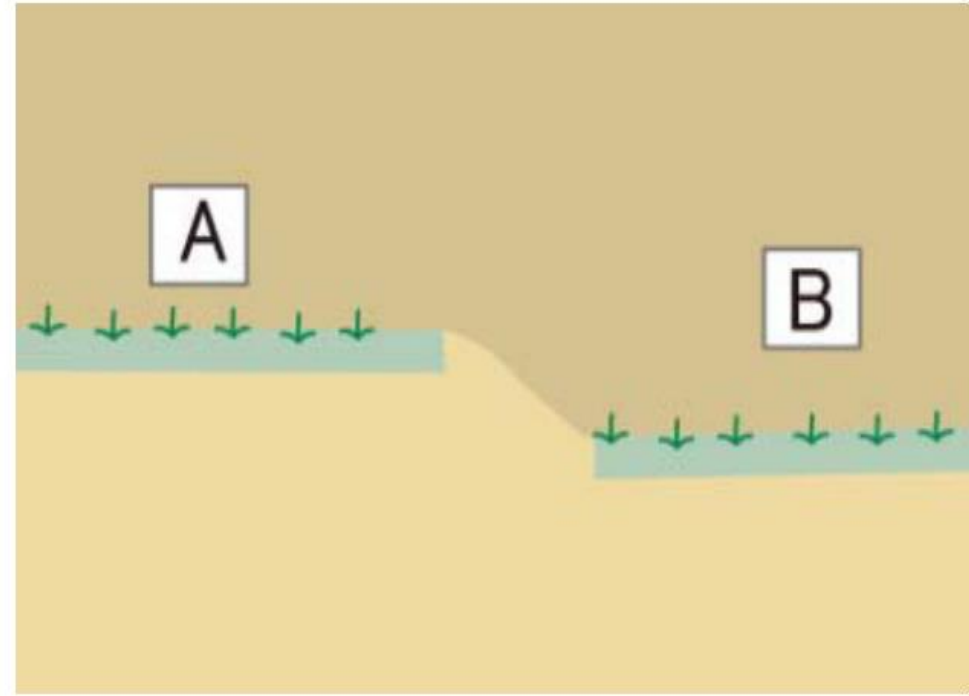
②畑地化促進事業

団地化の例 3・4

③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



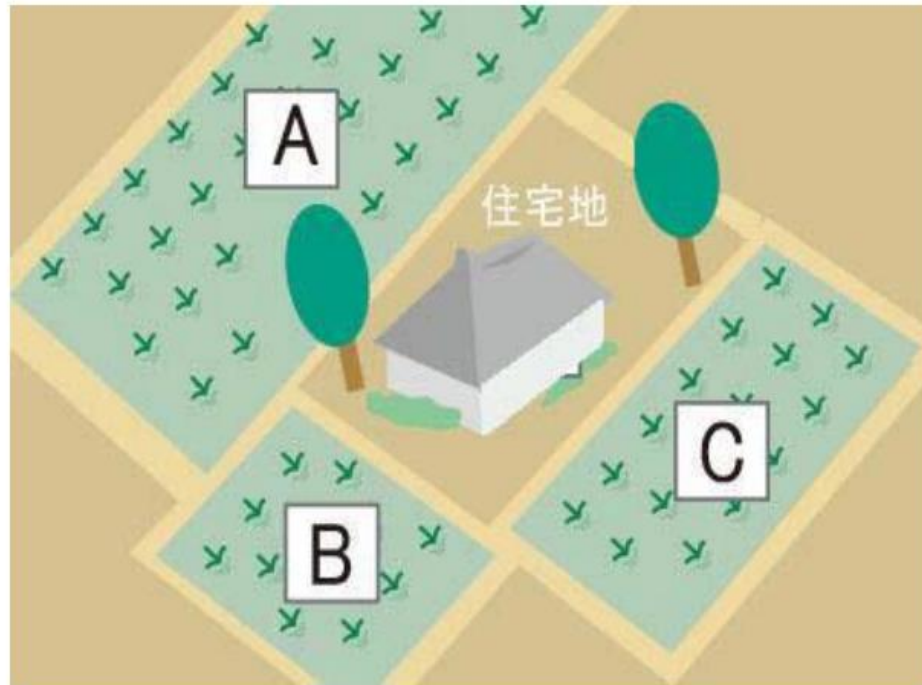
④ 段上をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



②畑地化促進事業

団地化の例 5・6

⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に
接続しているもの



⑥ 上記のほか、地域農業再生協議会が
農作業を継続するのに適当と認めるもの
(判断に迷う場合は農政局にご相談ください)

これらは例ですので
判断に迷う場合は
初めに農政課に
ご相談ください。

②畑地化促進事業

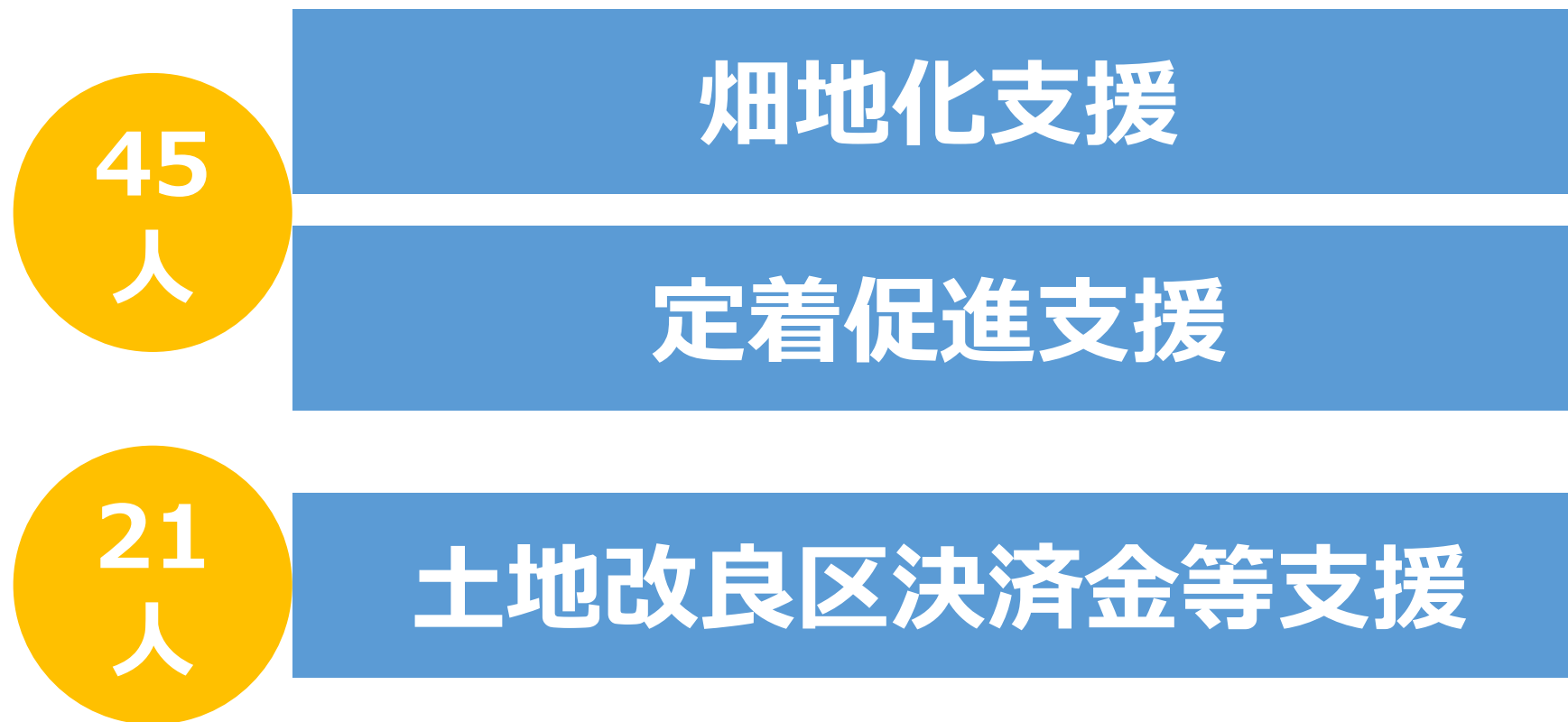
土地改良区決済金等支援

- 令和7年度において畑地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合の支援
- 地区除外決済金等が全額支援される(ただし上限25万円/10a)



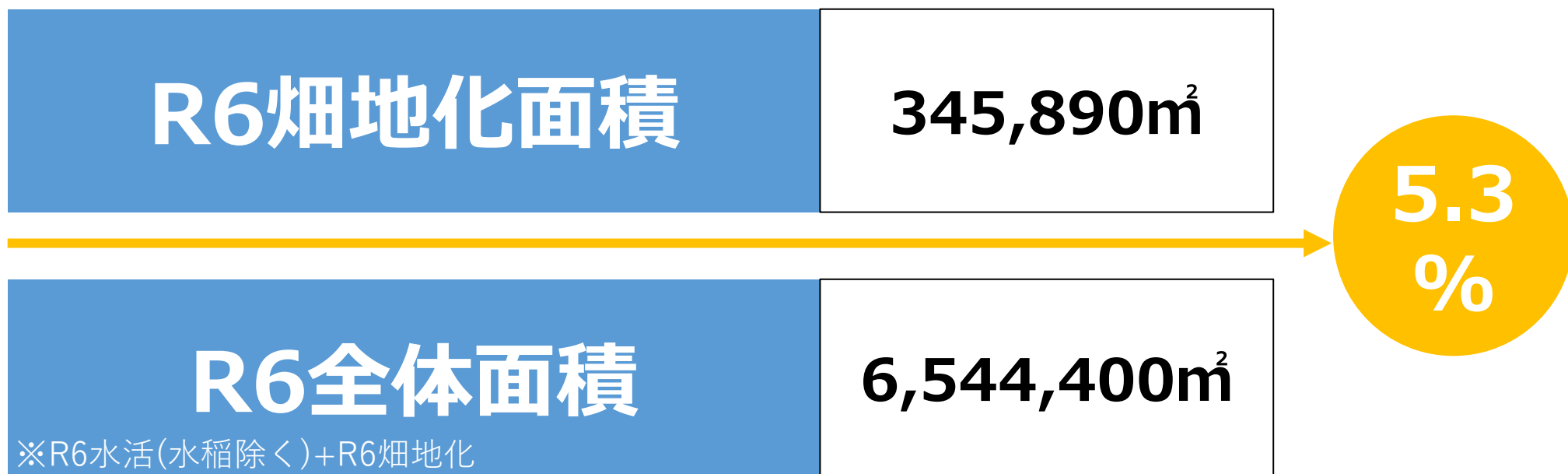
②畑地化促進事業

令和6年度の採択状況(令和6年12月末現在)



②畑地化促進事業

令和6年度の採択状況(令和6年12月末現在)



※細目書の面積を元に作成しているため、交付金の算定を行う面積とは未満の端数処理の関係上、完全には一致しません。

関連情報

令和7年産畑地化促進事業要望受付会

- 日 程** 令和7年1月30日(木)～令和7年2月4日(火)
- 場 所** 米沢市役所305会議室
- 持参物** 主に以下の内容を聞き取りしますので、
その内容が分かる資料等をお持ちください。
- ☐ 畑地化する細目書上の地名地番・面積
 - ☐ 畑地化する登記簿上の地名地番・面積※
 - ☐ 取組作物

※土地改良区決済金等支援を要望する場合のみ、登記簿上の地名地番・面積が分かる固定資産税課税明細書等をお持ちください。



事前予約
(米沢市電子申請サービス)
https://apply.e-tumo.jp/city-yonezawa-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13539

○事前予約が必要です。

○令和7年1月22日まで右のURLから予約してください。